

広報 りくぜんたかた

〈臨時号⑥〉

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室
(災害対策本部：学校給食センター)

平成23年5月27日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

アンパンマンの原作者やなせたかしさんが「陸前高田の松の木」のCDを自主制作

アンパンマンの原作者やなせたかしさんが、高田松原の中で唯一残った一本松をテーマにした「陸前高田の松の木」という歌をつくり、CDとハンカチを自費で製作する予定となりました。

やなせさんは、売上金を市に寄附し、著作権も市に帰属させる意向です。

◆6月のごみ収集日について 清掃センター(☎55-5437)

5月30日(月)から震災前のごみ収集に戻ります。指定ごみ袋などには行政区と世帯主の氏名を記入し、当日の朝8時30分までに集積場所に出してください。

燃えないごみ・空きびん・新聞・チラシほか収集日				
町名	収集行政区	燃えないごみ	空きびん	新聞・チラシ・雑誌・段ボール
矢作	2区～7区	22日(水)	15日(水)	8日(水)
	8区～14区	23日(木)	16日(木)	9日(木)
	1区.15区.16区	24日(金)	17日(金)	10日(金)
横田	全域	16日(木)	9日(木)	2日(木)
竹駒	全域	15日(水)	8日(水)	1日(水)
気仙	4区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	1区～3区.5区.6区	17日(金)	10日(金)	3日(金)
	7区～9区	27日(月)	20日(月)	13日(月)
高田	10区～14区	28日(火)	21日(火)	14日(火)
	1区～3区.17区	6日(月)	27日(月)	20日(月)
	4区.5区.16区	7日(火)	28日(火)	21日(火)
	6区～8区	1日(水)	22日(水)	15日(水)
米崎	9区.11区.12区甲乙	2日(木)	23日(木)	16日(木)
	10区.13区～15区	3日(金)	24日(金)	17日(金)
	1区～5区甲乙	13日(月)	6日(月)	27日(月)
小友	6区甲乙～11区	14日(火)	7日(火)	28日(火)
	1区～7区	8日(水)	1日(水)	22日(水)
広田	8区～10区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
	12区.13区	9日(木)	2日(木)	23日(木)
	1区～3区.11区.14区.15区	10日(金)	3日(金)	24日(金)
広田	4区～7区	20日(月)	13日(月)	6日(月)
	8区～10区	21日(火)	14日(火)	7日(火)

燃えるごみ収集日	
矢作 1～16区	(水)(土)
横田 1～8区	(火)(金)
竹駒 1～7区	(火)(金)
気仙 1～14区	(水)(土)
高田 1～5区と16区	(月)(木)
高田 6～15区と17区	(火)(金)
米崎 1～11区	(火)(金)
小友 1～10区	(月)(木)
広田 1～15区	(月)(木)

ごみを出す際の注意

- 仮設住宅にお住いの方は仮設住宅専用の集積場所に出してください。学校専用の集積場所などには出さないでください。
- 布団を出す際は、小さくたたんで、丈夫なひもで十字にしばって出してください。
- 段ボールは50cm×60cm以内の大きさにして、紙ひもでしばって出してください。
- 1mを超えるものや、ごみを多量に出される場合は、清掃センターに直接持ち込んでください。

◆津波で流された写真などの展示・返却会について

津波で流されたアルバムなどのうち、回収された写真や思い出の品の展示・返却会を行います。

▽日時 5月28日(土) 午前10時～午後4時

29日(日) 午前10時～午後3時

※雨天の場合は、中止することもありますのでご了承ください。

▽場所 気仙大工左官伝承館駐車場

▽注意事項 会場への道路は狭いため、譲り合いの安全運転をお願いいたします。

◆5月28日(土)・29日(日)の市役所窓口業務のお知らせ

【市民環境課】

- ・28日(土)…戸籍、住民票、印鑑証明書など通常どおり諸証明を交付します。
- ・29日(日)…戸籍の記載、住民基本台帳の入力作業のため、戸籍の届け出の受付のみとなりますのでご了承ください。

【税務課】

28日(土)、29日(日)とも平日と同様の業務を行います。ただし、内部システムの都合上、受付時間は午前9時から午後5時までとなりますので、あらかじめご了承ください。

◆義援金などは5月26日からは給食センターそばの仮設庁舎で受け付け

災害義援金などの受け付けは、5月26日(木)からは、市役所仮設庁舎で行っています。申請する際は、次の事項に留意しスムーズに手続きできるよう、ご協力をお願いします。

▽支給対象者

【人的被害】災害義援金(死亡または行方不明見舞金)と災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲・順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。

【住家被害】

◎災害義援金(住家損壊見舞金)…居住する住宅が全壊または大規模半壊・半壊の場合

◎被災者生活再建支援金…全壊または大規模半壊の場合にそれぞれ対象となり、申請者は被災当時の世帯主となります。

▽提出(提示)書類

- ①申請書…各会場において受け付けの際に配布します。
- ②り災証明書…災害義援金(住家損壊等見舞金)と被災者生活再建支援金について、住家の被災状況を確認します。
- ③預金通帳、キャッシュカードなど…振込口座の情報を確認します。
- ④運転免許証、健康保険証など(提示)…申請者の本人確認書類が必要となります。

【注意事項】

死亡者・行方不明者にかかる災害義援金の支給については、**受給資格が同順位の人(例：親が死亡した場合の子どもたち)がいる場合、申請者以外の方の同意書が必要になりますので、あらかじめご了承ください。**なお、同意書の様式は受付会場に用意しています。

詳しくは、市被災者支援室(☎59-2111、内線16・17)まで。

【広報りくぜんたかた臨時号の区長配布について】

現在、自衛隊のご協力により各避難所に広報を配布しているほか、自治労連のボランティアによって、各行政区長にも広報を配布しています。

このことについて、さまざまな問い合わせがありますので、次のとおり対応をお願いします。

①自衛隊が各避難所に配布する広報についての問い合わせ(部数の変更、避難所の閉鎖に伴う配布の中止など)

⇒国道340号沿い市役所新庁舎2階 企画部協働推進室(☎0192-54-2111)

②自治労連が各行政区長に配布する広報についての問い合わせ(部数の変更、配布方法など)

⇒自治労連(☎090-7719-8904)